障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金交付要綱の概要

１　補助対象者と支払先

障害支援区分が５以上であって現に施設等に入所等している者について、グループホームへ支払う。

補助の重複(同一居室における複数の家賃補助受給等)を防ぐため、グループホームを運営する事業者から申請書の提出を受け、各事業者に直接交付する。

２　補助対象経費

(1)　体験利用の支援を提供するための人件費上乗せ相当額

(2)　家賃の一部相当額

３　補助単価（補助基準額）

(1)　5,000 円/人日とし、給付費による基本報酬の算定日数と連動する。

(2)　月ごとに、利用者に請求される家賃の１／２相当額又は 30,000 円のいずれか低い額とする。

４　補助スキームと申請の流れ

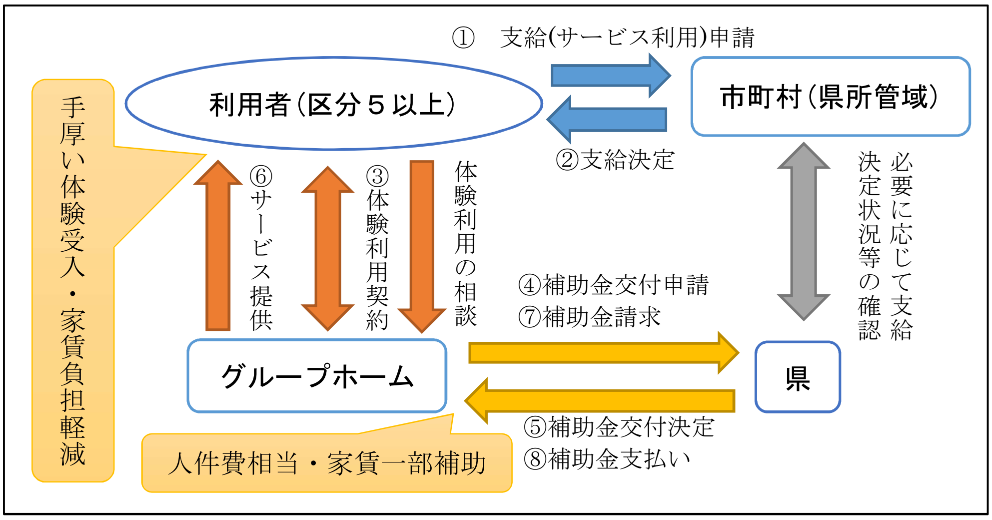

利用者は、市町村の支給決定に基づきグループホーム（共同生活援助）事業者と契約し、利用する。

ここで、体験利用に係る補助を受ける場合には、次のことが分かる利用者の支給決定状況及び契約内容をもとに、補助に係る審査を行う。

- 利用者の障害支援区分が５以上（５又は６）であること
- 現に施設等に入所又は入院していること（その他必要な書類により確認）
- 共同生活援助が支給決定されていること及びその期間
- 体験利用に係る契約を締結している期間、居室及び家賃の額

５　施行期日

平成 30 年４月１日

（参考）補助制度利用の流れ

日数の目安	手続等の内容（手続き先）
X－20 日	共同生活援助の支給決定（市町村⇒利用者）
	↓
X－18 日	体験利用の契約（利用者⇔事業者）
	↓
X－14 日	補助金交付申請（事業者⇒県）
	↓ 審査（２週間程度）
X－3 日	補助金交付決定（県⇒事業者）
	↓
X　日	体験利用のサービス提供・利用（事業者⇔利用者）
	↓ 最大 50 日分の範囲内で体験利用を重ねる。
	※必要に応じて報告徴収（県⇒事業者）
	↓ 体験終了
終了後 30 日以内	体験利用事業の実績報告（事業者⇒県）
	↓ 検査（３週間程度）
	補助金の支払い（精算払い）（県⇒事業者）